農林漁業体験事業実施要領

(公財) 三重県農林水産支援センター

1 目 的

公益財団法人三重県農林水産支援センター(以下「支援センター」という。)は、農林漁業を始めたい、関係事業体等で働きたい意欲のある人が、実際の農林漁業の認識を深めるために、農林漁業を体験し、基本的な知識及び技術を修得する体験事業を実施する。

2 体験事業の内容

農林漁業の体験や見学を希望する者(以下「体験希望者」という。)から申込みを受け、体験希望者を受入れて体験を行う農林漁業経営体(以下「受入経営体」という。)から、当該体験事業の申請があったときは、支援センターは、その申請内容を審査のうえ、事業の実施を認め、体験を受ける者(以下「体験者」という。)の受入れにかかる経費の一部を助成する。

3 体験の要件

1 体験者は、本県農林漁業に就業を希望するもので、受入経営体に受け入れを了承された50才までの者とする。

ただし、受入経営体(法人の場合は役員)の親族(血族・姻族共に3親等以内)でないこと。

- 2 受入経営体は、県内の指導的立場にある農林漁業を営むもので体験者に体験を実施 できる経営体とする。
- 3 体験期間は1日以上6日以内とする。
- 4 体験期間中、受入経営体は体験者に対して必ず傷害保険に加入し、安全管理に努 める。

ただし、保険金額については、別表のとおり支援センターの定めた額以上とする。

4 体験の実施

体験は、別に定める農林漁業体験事業取扱規程に基づき、実施するものとする。

5 体験費用の助成

- 1 支援センターは体験者受入れにかかる経費として、予算の範囲内で受入経営体に助成を行う。
- 2 支援センターは、受入経営体から提出された実施計画書兼助成金交付申請書に基づ

- き、助成金の交付決定を受入経営体に通知するものとする。
- 3 体験経費は、1日当りの指導費および傷害保険料、その他体験にかかる資料費等とし、支援センターが決めた金額を助成するものとする。

6 助成金の請求等

- 1 受入経営体は、体験終了後速やかに実績報告書兼助成金請求書を支援センターに提出する。
- 2 支援センターは、受入経営体からの実績報告書兼助成金請求書により体験実績を審査し、助成金を支払うものとする。

7 その他

この要領に定める以外のことについて、支援センターは必要に応じて関係機関と協議し、別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

別表

傷害保険の保険金額

保険の種類	傷害保険の短期の掛け捨て保険
補償内容	死亡保険金 1,000万円 入院保険金 5,000円/日 通院保険金 3,000円/日 以上
受取人	本人及び本人が死亡した場合は法定相続人

農林漁業体験事業取扱規程

1 趣旨

この規程は、公益財団法人三重県農林水産支援センター(以下「支援センター」という。)が実施する農林漁業体験事業実施要領に関し、必要な事項を定める。

2 交付申請

交付申請は、実施計画書兼助成金交付申請書(様式1)、暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書(様式2)により、体験開始予定日の5日前までに支援センターに提出する。なお、体験希望者の体験申込書(様式3)、暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書(様式4)、誓約書及び同意書(様式5)の提出期限は、体験開始日までとする。また、実施計画書兼助成金交付申請書とともに、傷害保険の加入がわかる書類(写し)を添付すること。

3 交付決定

支援センターは、受入経営体から実施計画書兼助成金交付申請書の提出があったと きは、直ちに申請内容の審査を行い、受入経営体に助成金交付決定を通知(様式6) するものとする。

4 体験事業の実施

受入経営体は、支援センターからの助成金交付決定通知を受け、実施計画に基づき、 体験事業を行う。

5 実績報告および請求

- 1 受入経営体は体験事業終了後、実績報告書兼助成金請求書(様式7)に体験記録(様式8)、体験風景写真、体験者感想文を添えて支援センターに提出する。
- 2 支援センターは、提出された実績報告書兼助成金請求書により体験事業実績を確認、 審査のうえ、受入経営体に助成金を支払う。

6 助成金額

助成金額は、体験経費に対し1日当り5,000円を上限とし、その経費の中で支援 センターが定める補償内容の傷害保険に加入すること。

7 実施計画および申請助成額変更

- 1 受入経営体は、実施計画および申請助成額に変更が生じたときは、実施計画および申請助成額変更申請書(様式9)を提出する。
- 2 支援センターは、提出された実施計画および申請助成額の変更申請内容を審査し、 実施計画および申請助成額変更承認通知書(様式10)により変更を承認する。

8 その他

この規程に定める以外のことについて、支援センターは必要に応じて関係機関と協議し、別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

年度 農林漁業体験事業 実施計画書兼助成金交付申請書

年 月 日

(公財) 三重県農林水産支援センター理事長 様

(申請者(受入経営体))

住 所

名 称

代表者氏名

(電話番号)

農林漁業体験希望者を受入れるにあたり体験経費の助成を受けたいので、農林漁業体験 事業取扱規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 事業計画
 - (1) 体験期間

年 月 日~ 年 月 日(日間)

- (2) 体験項目
- 2. 体験希望者氏名
- 3. 申請助成額 金 円

内訳 5,000円 \times 人 \times 日 = 円

(添付書類)

(受入経営体)

- ① 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書(受入経営体用)(様式2)
- ② 傷害保険証券または加入申込書※の写し ※加入申込書の場合は後日証券または領収証の写しを送付

(体験者)

- ③ 農林漁業体験事業申込書(様式3)
- ④ 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書(体験者用)(様式4)
- ⑤ 誓約書・同意書(様式5)

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

私(法人・団体)は、農林漁業体験事業の申請時から将来にわたって、次の各号の反社 会的勢力のいずれかにも該当しないことを表明・確約します。

- (1) 暴力団 (2) 暴力団員又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係者 (5) 総会屋等 (6) 社会運動等標榜ゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等 (8) その他前各号に準ずる者及び団体

私(法人・団体)は、農林漁業体験事業の申請時から将来にわたって、前項の反社会的 勢力と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・確約いたします。

- (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
- (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係

年 月 日

- (3) 反社会的勢力を役職員、顧問又は社員とする、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談をするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

 住
 所

 名
 称

 (自署又は押印)
 代表者氏名

年度 農林漁業体験事業 申込書

年	月	日

(受入経営体)

様

(体験希望者)

(フリガナ)

氏 名

生年月日 年 月 日生

住 所

(電話番号)

(未成年の場合:保護者の同意 あり ・ なし)

農林漁業体験事業について、別添のとおり確約し参加を申し込みます。

- 1 体験希望部門
- 2 体験申し込み理由 (できるだけ具体的に書いて下さい。)

(添付書類)

(様式4) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書(体験者用)

(様式5)誓約書・同意書

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

私は、農林漁業体験事業の申請時から将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれかにも該当しないことを表明・確約します。

- (1) 暴力団 (2) 暴力団員又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係者 (5) 総会屋等 (6) 社会運動等標榜ゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等 (8) その他前各号に準ずる者及び団体

私は、農林漁業体験事業の申請時から将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係を有しないことを表明・確約いたします。

- (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されている関係
- (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与している関係
- (3) 反社会的勢力を役職員、顧問又は社員とする、反社会的勢力に紛争解決の依頼や相談するなど、 反社会的勢力を利用していると認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係

年 月 日

<u>住</u>所 (自署又は押印) 氏 名 (受入経営体)

様

(体験者) (自署又は押印)

住 所

氏 名

誓 約 書

農林漁業体験事業に参加するにあたり、誠実に体験することを誓約します。

- 1 三重県での農林漁業就業を志し、情熱を持って体験します。
- 2 受入経営体及び指導者の指示を守り、周囲と協調して体験します。
- 3 いかなる場合においても受入経営体並びに関係者に迷惑をかけません。

※体験者が未成年の場合は、親権者または後見人の同意が必要です。

同 意 書

上記体験者が農林漁業体験に参加することを希望していることから、貴経営体にて体験 することに同意いたします。

親権者または後見人の住所

(自署又は押印)

親権者または後見人の氏名

本人との関係

(様式6)

三農支 第 号 年 月 日

(受入経営体)

様

公益財団法人三重県農林水産支援センター 理事長

年度 農林漁業体験事業 助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった農林漁業体験事業実施計画について下記の とおり承認し、助成金を交付することに決定しました。

記

- 1. 助成金交付決定額
 金
 円

 内訳 5,000円 ×
 人 ×
 日 =
 円
- 2. 事業内容
 - (1) 体験期間

月 日∼ 年 月 日(日間)

- (2) 体験項目
- 3. 体験者氏名
- 4. 返還要件

助成金の交付を受けた受入経営体が、次の各号に該当するときは、助成金の全額または一部を返還しなければならない。

- (1)要領に違反したとき。
- (2) 虚偽または不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 事業の実施が著しく不適当と認められるとき。
- 5. 助成金請求

事業を実施終了後は(様式7)により請求書兼実績報告書を提出してください。 助成金交付決定額より変更となる事由が発生した場合は(様式9)により速やかに 変更申請書を提出してください。 (様式7)

年度 農林漁業体験事業 実績報告書兼助成金請求書

年 月 日

(公財) 三重県農林水産支援センター理事長 様

(申請者(受入経営体))

住 所

名 称

代表者氏名

ED

(電話番号)

年 月 日付け三農支第 号で交付決定のあった農林漁業体験事業 については、事業を実施したので実績報告書を提出するとともに、助成金を請求します。

記

1. 助成金請求額 <u>金</u> 円

内訳 5,000円 × 人 × 日 = 円

- 2. 事業内容
 - (1) 体験期間

E 月 日~ 年 月 日(日間)

- (2) 体験項目
- 3. 体験者氏名
- 4. 振込口座

1次20日庄						
	銀 行協同組合					支店
口座番号	普通・当座					
フ リ ガ ナ ロ 座 名 義 ※金融機関に登録の名義を 正確に記入してください						
郵便局を利用の場合	通帳記	号	0	通	帳番	号

(添付書類) (様式8) 体験記録、体験風景写真、体験者感想文 傷害保険証券または領収書の写し(未提出の場合)

農林漁業体験事業 体験記録

年 月 日

1 体験記録

体 験 日	体験者氏名	体 験 内 容
月日		
月 日		
月 日		
月日		
月 日		
月日		

2 体験風景写真

別添のとおり

3 体験者感想文

別添のとおり

《体験者感想文》

体験者氏名	

(様式9)

年度 農林漁業体験事業 実施計画および申請助成額変更申請書

年 月 日

(公財) 三重県農林水産支援センター理事長 様

(申請者(受入経営体)) 住 所

名 称

代表者氏名

(電話番号)

年 月 日付け三農支第 号で交付決定のあった農林漁業体験事業 について、実施計画および申請助成額を変更します。

記

1. 実施計画変更内容

(変更前)

(変更後)

2. 申請助成額変更

3. 変更理由

(様式10)

 三農支 第
 号

 年 月 日

(受入経営体)

様

公益財団法人三重県農林水産支援センター 理事長

年度 農林漁業体験事業 実施計画および申請助成額変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった農林漁業体験事業実施計画および申請助成額について承認いたします。

記

1. 実施計画変更内容

(変更前)

(変更後)

2. 申請助成額変更

 (変更前)
 金
 円

 体験経費内訳
 5,000円
 ×
 人
 ×
 日
 =
 円

(変更後) <u>金 円</u> 体験経費内訳 5, 000円 \times 人 \times 日 = 円